

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年1月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100104号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100053号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成14年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

平成14年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成14年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年3月31日から同年4月1日まで

平成14年4月1日にA社からB社(現在は、A社)へ転籍したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。請求期間についても継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、平成14年4月1日を資格喪失日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録、事業主の回答及び事業主から提出された請求者に係る雇用契約書(写)から判断すると、請求者は、A社及びその関連会社であるB社に継続して勤務(平成14年4月1日にA社からB社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社に係るオンライン記録における平成14年2月の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成14年3月31日から同年4月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を同年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記

録したとは考え難いことから、事業主から同年3月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100106号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100052号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年12月16日は50万2,000円、平成16年7月16日は49万2,000円、同年12月17日は49万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月16日、平成16年7月16日及び同年12月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月16日、平成16年7月16日及び同年12月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月16日
② 平成16年7月16日
③ 平成16年12月17日

A社から、請求期間①から③までにおいて、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では当該賞与の記録がない。調査の上、請求期間①から③までに係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳(写)及び同僚から提出された請求期間①から③までに係る賞与支給明細書(写)から判断すると、請求者は、A社から当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から③までの標準賞与額については、上記の預金通帳(写)及び同僚の賞与支給明細書(写)により推認できる賞与額から、請求期間①は50万2,000円、請求期間②は49万2,000円、請求期間③は49万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月16日、平成16年7月16日及び同年12月17日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出し

たか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100100号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100051号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月

請求期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主は、請求者の請求期間に係る賃金台帳等の資料を保管していないが、賞与の規定によると、平成19年7月の賞与の計算の対象となる期間は、平成18年10月1日から平成19年3月31日までであり、請求者は、当該対象期間において産後休業及び育児休業を取得しているため出勤していないことから、当該期間の賞与は支給していないと考えられる旨回答及び陳述している。

また、A社が加入するB健康保険組合は、請求者の請求期間に係る賞与の記録はない旨回答している。

さらに、請求者がA社の給与及び賞与の振込先であったとする金融機関は、保存期限経過により請求者の請求期間に係る預金口座に関する記録はない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る賞与が振り込まれていたことを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。